

四日市港管理組合公報

第1048号

令和2年3月30日

月曜日

目次

公 告

○令和2年度四日市港管理組合一般会計予算等の公表

(総務課) 2

公 告

令和2年度四日市港管理組合一般会計予算等が令和2年3月27日成立しましたので、次のとおり公表します。

令和2年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

令和2年度四日市港管理組合一般会計予算

令和2年度四日市港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,104,231千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 2,662,371
	1 負担金	2,662,371
2 使用料及び手数料		660,561
	1 使用料	660,561
3 国庫支出金		287,885
	2 国庫補助金	287,885
4 県支出金		24,725
	1 県補助金	24,725
5 財産収入		10,919
	1 財産運用収入	10,782
	2 財産売却収入	137
6 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
7 諸収入		29,770
	1 組合預金利子	47
	2 受託事業収入	910
	3 雑入	28,813
8 組合債		1,398,000
	1 組合債	1,398,000
歳入合計		5,104,231

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 18,872
	1 議会費	18,872
2 総務費		781,726
	1 総務費	770,961
	2 統計調査費	910
	3 監査委員費	9,855
3 港湾管理費		782,434
	1 港湾管理費	782,434
4 港湾建設費		1,254,334
	1 港湾建設費	1,254,334
5 公債費		2,165,865
	1 公債費	2,165,865
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
7 災害復旧費		100,000
	1 港湾施設災害復旧費	50,000
	2 公共施設災害復旧費	50,000
歳出合計		5,104,231

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	令和3年度～令和7年度	千円 6,999
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和3年度	131,480
財務会計システム更新業務に係る契約	令和3年度～令和7年度	21,916

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
国補港湾改修事業費	千円 149,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社会資本総合整備事業費	222,000	〃	〃	〃
一般管理費	30,000	〃	〃	〃
庁舎等管理費	19,000	〃	〃	〃
港湾施設管理費	9,000	〃	〃	〃
港湾施設維持補修費	290,000	〃	〃	〃
環境施設維持補修費	72,000	〃	〃	〃
港湾改修事業費	235,000	〃	〃	〃
国直轄事業負担金	272,000	〃	〃	〃
港湾施設災害復旧単独事業費	50,000	〃	〃	〃
公共施設災害復旧単独事業費	50,000	〃	〃	〃
計	1,398,000			

令和2年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算

令和2年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,914,358千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 1,582,071
	1 使用料	1,582,071
2 財産収入		583,464
	1 財産運用収入	583,464
3 繰入金		208,972
	1 基金繰入金	208,972
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		34,851
	1 組合預金利子	32
	2 雑入	34,819
6 組合債		485,000
	1 組合債	485,000
歳入合計		2,914,358

歳出

款	項	金額
1 管理費		千円 841,816
	1 施設管理総務費	458,659
	2 施設管理費	228,580
	3 ひき船事業費	154,577
2 建設事業費		521,611
	1 建設事業費	521,611
3 公債費		1,550,931
	1 公債費	1,550,931
歳出合計		2,914,358

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	令和3年度～令和7年度	千円 6,999
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和3年度	524,475
財務会計システム更新業務に係る契約	令和3年度～令和7年度	21,916

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
港湾施設改修費	千円 485,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
計	485,000			

令和元年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第2号）

令和元年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ202,264千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,084,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		2,717,369	△ 10,043	2,707,326
	1 負担金	2,717,369	△ 10,043	2,707,326
2 使用料及び手数料		649,697	27,307	677,004
	1 使用料	649,697	27,307	677,004
3 国庫支出金		262,460	35,000	297,460
	2 国庫補助金	262,460	35,000	297,460
5 財産収入		10,791	1	10,792
	1 財産運用収入	10,684	1	10,685
6 繰入金		44,774	1	44,775
	1 基金繰入金	44,774	1	44,775
7 諸収入		22,662	△ 2	22,660
	1 組合預金利子	55	13	68
	3 雑入	21,697	△ 15	21,682
8 組合債		1,153,000	150,000	1,303,000
	1 組合債	1,153,000	150,000	1,303,000
歳入合計		4,882,013	202,264	5,084,277

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		18,435	△ 507	17,928
	1 議会費	18,435	△ 507	17,928
2 総務費		789,747	18,335	808,082
	1 総務費	779,065	18,207	797,272
	3 監査委員費	9,772	128	9,900
3 港湾管理費		649,552	△ 588	648,964
	1 港湾管理費	649,552	△ 588	648,964
4 港湾建設費		1,204,818	185,024	1,389,842
	1 港湾建設費	1,204,818	185,024	1,389,842
歳出合計		4,882,013	202,264	5,084,277

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務費	一般管理費	5,299
2 総務費	1 総務費	庁舎等管理費	1,750
4 港湾建設費	1 港湾建設費	国補港湾改修事業費	30,796

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
			千円		千円
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設維持費 補修	46,000	港湾施設維持費 補修	73,102
3 港湾管理費	1 港湾管理費	環境施設維持費 補修	32,000	環境施設維持費 補修	34,514
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本総合費 整備事業	3,000	社会資本総合費 整備事業	84,780
4 港湾建設費	1 港湾建設費	単独港湾改修費 事業	137,974	単独港湾改修費 事業	201,974

第3表 債務負担行為補正

廃 止

事項	期間	限度額
		千円
財務会計システム更新業務に係る契約	平成32年度～平成37年度	51,474

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本総合整備事業費	千円 228,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。	千円 264,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
港湾改修事業費	246,000	〃	〃	〃	293,000	〃	〃	〃
国直轄事業負担金	271,000	〃	〃	〃	338,000	〃	〃	〃

令和元年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ768,675千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,998,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		1,535,572	59,228	1,594,800
	1 使用料	1,535,572	59,228	1,594,800
2 財産収入		619,078	185	619,263
	1 財産運用収入	619,078	185	619,263
3 繰入金		893,066	△ 401,649	491,417
	1 基金繰入金	893,066	△ 401,649	491,417
5 諸収入		61,195	△ 439	60,756
	1 組合預金利息	34	△ 1	33
	2 雑入	61,161	△ 438	60,723
6 組合債		564,000	△ 426,000	138,000
	1 組合債	564,000	△ 426,000	138,000
歳入	合計	3,766,731	△ 768,675	2,998,056

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 管理費		1,153,319	△ 78,573	1,074,746
	1 施設管理総務費	575,139	△ 34,276	540,863
	2 施設管理費	441,197	△ 44,257	396,940
	3 ひき船事業費	136,983	△ 40	136,943
2 建設事業費		975,679	△ 690,102	285,577
	1 建設事業費	975,679	△ 690,102	285,577
歳出	合計	3,766,731	△ 768,675	2,998,056

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
1 管理費	1 施設管理総務費	一般管理費	5,299
1 管理費	2 施設管理費	港湾施設管理費	750

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
			千円		千円
1 管理費	2 施設管理費	港湾施設維持補修費	31,500	港湾施設維持補修費	63,505
2 建設事業費	1 建設事業費	施設改修費	66,000	施設改修費	69,432

第3表 債務負担行為補正

廃 止

事項	期間	限度額
		千円
財務会計システム更新業務に係る契約	平成32年度～平成37年度	51,474

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設 改修費	千円 564,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 については定 められた償還 条件による。 その他資金に ついての償還 条件は、管理 者が定める。 ただし、組合 財政の都合に より繰上償還 することができるものとする。	千円 138,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 については定 められた償還 条件による。 その他資金に ついての償還 条件は、管理 者が定める。 ただし、組合 財政の都合に より繰上償還 することができるものとする。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>